

岩手県告示第415号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和3年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

令和3年5月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
盛岡市	砂子沢第6地割の一部
宮古市	鍬ヶ崎第6地割、江繋第17地割、田老字胡桃畑、墓目第6地割及び川内第2地割
遠野市	土淵町栃内1地割、2地割、4地割及び5地割の各一部並びに3地割及び8地割
釜石市	橋野町第37地割の一部及び第40地割並びに大字平田第6地割の一部
奥州市	江刺梁川字上芦沢の一部
滝沢市	湯舟沢の一部
金ヶ崎町	永栄の一部
大槌町	金沢第32地割及び第34地割
山田町	山田第3地割、第4地割及び第14地割の各一部、豊間根第4地割及び第5地割の各一部並びに荒川第5地割及び第6地割の各一部

2 調査期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで